

福井市と大塚製薬株式会社との健康増進に関する包括連携協定書

福井市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(名古屋支店取扱い:以下「乙」という。)とは、福井市民(以下「市民」という。)の健康づくりの推進等における連携協力について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲及び乙が連携の下、市民の健康づくりを推進することを目的とする。

(連携協力する事業)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事業(以下「本事業」という。)において連携協力する。

- (1) 健康づくりに関する事業
- (2) 熱中症対策に関する事業
- (3) スポーツの推進に関する事業
- (4) 災害時における協力に関する事業
- (5) その他甲及び乙が協議して必要と認める事業

2 前項各号に定める事業における具体的な取組みの内容、実施時期、実施方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

(秘密の保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならず、本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(変更及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年1月5日

甲 福井県福井市大手3丁目10番1号
福井市長

東村新一

乙 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23番20号
HF桜通ビルディング3階

大塚製薬株式会社 名古屋支店
支店長

大塚
新一